契約書

訪問看護サービス(介護保険)

NursingCareSupport Ohana

訪問看護サービス契約書(介護保険用)

様(以下「利用者」といいます)と、指定訪問看護事業者・介護予防訪問看護事業者である NursingCareSupport Ohana (以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第 1 条(契約の目的)

事業者は、介護保険法等の関係法及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービスを提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条(契約期間)

１．この契約の期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
ただし、第 8 条に定める契約終了行為があった場合はその定める日までとします。

２．上記の契約満了日の 2 日前までに、利用者から更新拒絶の意思表示がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 3 条(訪問看護計画書)

１．事業者は利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。
事業者は、この「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明し同意を得たうえで交付致します。

２．事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が「居宅サービス計画(ケアプラン)」の範囲内で可能な時は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

３．事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を希望する場合は速やかに居宅介護支事業者への連絡調整等の援助を行います。

第 4 条(サービス提供の記録等)

１．事業者は、サービスを提供した際にはあらかじめ定めた「訪問看護記録シート」等の書面に必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。

２．事業者は、「訪問看護記録シート」等のサービスの提供に係る保険給付支払いの日より 5 年間はこれを適正に保存し、利用者本人から開示の求めがあった場合は、閲覧に応じ実費負担によりその写しを交付します。

第５条(利用者負担金及びその滞納)

１．サービスに対する利用者負担金は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。
尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

２．利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用負担金を２か月以上滞納した場合は、事業者は１か月の期間を定め、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。

３．前項の催告をした時は、事業者は利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員に対し、「居宅サービス計画」の変更・介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

４．事業者は、前項に定める調整努力を行い、かつ第２条に定める期間が満了した場合にはこの契約の文章により、解除することができます。

第６条(利用者の解約権)

利用者は事業所に対し、いつでも１週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

第７条(事業者の解除権)

１．事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。
この場合、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業所及び利用者が住所を有する市町村にその旨を連絡します。

２．事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。
この場合事業者は、「居宅サービス計画」を作成した介護支援専門員と協議し、利用者に不利益が生じないよう、必要な措置をとります。

第８条(契約終了)

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

① 第２条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了した時
② 第６条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
③ 第７条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
④ 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
・利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合(3 か月以上継続)
・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

・利用者が死亡した場合

第 9 条(損害賠償)

事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対して損害を賠償します。

第 10 条(個人情報保護)

１．事業者は個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン・守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者や家族に関する情報を適正に保護します。

２．事業者は、サービスを提供するうえに知り得た利用者や家族に関する個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除いて契約中および契約終了後は第三者に漏らすことはありません。

３．あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

４．事業者は、業務上知り得た利用や及び家族の秘密を保持させるため、在職中は元より職員の退職後においても、これらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。

５．個人情報に関する苦情申し立てや相談があった場合は、第 11 条の規定を一部準用し、迅速かつ適切な処理に努めます。

第 11 条(苦情対応)

１．利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２．事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３．事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 12 条(契約外条項等)

１．この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。

２．この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記の契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

ご利用者様	私は以上の契約の内容等について、説明を受け内容を確認しました。 私はこの契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。	
	住所	〒　　-
	氏名	
	電話番号	

ご家族代理人	住所	〒　　-
	氏名	本人との関係(　　)
	電話番号	
	署名代筆の理由	

事業者	当事業者は指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容等について 利用者へ説明しました。当事業者は利用者の申し込みを受諾し、この契約書に 定めるサービスを、誠実に責任を持って行います。			
	住所	〒811-2112 糟屋郡須恵町大字植木６８９－３		
	名称	株式会社ライフ		
	代表者	代表取締役　荒木優介		
	説明者			
	電話番号	092-692-9517	FAX 番号	092-692-9518

令和　年　月　日

重要事項説明書(介護保険用)

1　当社の概要

事業所法人名	株式会社ライフ
所在地	糟屋郡須恵町大字植木６８９－３
代表者名	代表取締役　荒木優介
電話番号	092-692-9517
FAX 番号	092-692-9518
認定年月日/介護保険法法人番号	令和８年９月１日

2　事業所の概要

事業所名	NursingCareSupport Ohana
所在地	福岡市東区二又瀬　３－１８パークサイド・ハウゼⅠ　１－１号
電話番号	080-1707-9276
FAX 番号	092-692-9518
管理者名	吉田宏美
事業の目的	主治医が必要と認めた利用者に対し、医療行為等を事業所の看護師等が適切な指定訪問看護等を提供する事を目的とする
運営方針	(1)事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める (2)訪問看護で看護師等は、利用者の成長発達促進・全体的な日常生活の維持・回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する (3)事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村・その他の保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする
事業所番号	

3 事業所の職員体制

職種		従事する業務	人員
管理者		業務全般の管理	1 名
		サービス担当	
内訳	看護師		3 名以上

4 事業の実施地域

福岡市

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、祝日、8/13～8/15、12/30～1/3 までを除く。
営業時間	月曜日～土曜日：9 時 00 分～18 時 00 分 但し 24 時間の連絡体制を整えております

6 提供するサービスの内容

① 訪問看護計画の作成

主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した、居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

② 訪問看護の提供

・バイタルサインチェック(血圧・体温・脈拍・SPO2 測定・病状の観察・日常動作の観察)

・身体の清潔保持(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・手浴足浴等)

・療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導等)

③ 医療的処置行為

・創傷及び褥瘡処置
・人工肛門・人工膀胱管理ケア
・経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
・尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
・在宅酸素療法管理ケア
・在宅人工呼吸器管理ケア
・喀痰の吸引・管理ケア
・点滴管理
・排泄管理ケア(浣腸・摘便)
※その他医師の指示による医療的処置

④ リハビリテーション

⑤ 介護者に対する療養生活や介護方法の指導

7 看護職員の禁止行為について

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるために、次の事項にご留意ください。
② 看護師等は、年金の管理・金銭の貸借などの金銭のお取り扱いはいたしかねますのでご了承下さい。
②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能の維持・回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承下さい。
③ 看護師等に対する贈り物や、飲食等のおもてなしはお受けいたしかねますので、ご了承下さい。
④看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有する事がありますので、ご了承下さい。

8 提供するサービスの利用料・利用者負担金(介護保険適用)

指定訪問看護ステーションの場合、過去 2 か月間において当事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護も含む)の提供を受けていない場合、初回(初回月)に「初回加算」として、300 単位(307 円:1 割、もしくは 613 円:2 割)が加算となります。
利用料は厚生労働省の定める地域単価に乗じて計算

介護保険　正看護師による訪問の単位・料金(准看護師の場合は 90%)

所要時間	単位(訪問看護)	基本料金	単位(介護予防訪問看護)	基本料金
20 分未満	314 単位	3140 円	303 単位	3030 円
30 分未満	471 単位	4710 円	451 単位	4510 円
30 分以上 1 時間未満	823 単位	8230 円	794 単位	7940 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	11280 円	1090 単位	10900 円

介護保険　利用者負担額（訪問看護）

所要時間	1 割	2 割	3 割
20 分未満	314 円	628 円	942 円
30 分未満	471 円	942 円	1413 円
30 分以上 1 時間未満	823 円	1646 円	2469 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 円	2256 円	3384 円

介護保険　利用者負担額（介護予防）

所要時間	1 割	2 割	3 割
20 分未満	303 円	606 円	909 円
30 分未満	451 円	902 円	1353 円
30 分以上 1 時間未満	794 円	1588 円	2382 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090 円	2180 円	3270 円

※上記利用金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準としています。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

早朝・夜間・深夜加算について

・夜間：午後 6 時～午後 10 時

・深夜：午後 10 時～午前 6 時まで

・早朝：午前 6 時～午前 8 時まで

加算の種類	単位数
夜間・早朝の場合	所定単位数の 25%
深夜の場合	所定単位数の 50%

理学療法士等によるリハビリ

介護度 ／ 時間・単位	8 時～18 時(単位) 費用	(深夜)18 時～22 時 (早朝)6 時～8 時(単位) 費用	深夜 22 時～6 時(単位) 費用
要介護 1・2・3・4・5	293 単位 2,930 円	293 単位の 25%増	293 単位の 50%
要支援 1・2	283 単位 2,830 円	283 単位の 25%増	283 単位の 50%

※1 回 20 分で 293 単位・283 単位となります。

その他のサービスの加算料金

項目	単位	基本料金
特別管理加算（Ⅰ）(1 月につき)	500 単位	5,000 円
特別管理加算（Ⅱ）(1 月につき)	250 単位	2,500 円
緊急訪問看護加算 1(1 月につき)	600 単位	5,740 円
退院時共同指導加算(初回月)	600 単位	6,000 円
初回加算(初回時)	300 単位	3,000 円
看護・介護職員連携強化加算(1 月につき)	250 単位	2,500 円
(介護予防)長時間加算	300 単位	3,000 円
(介護予防)複数名訪問加算	254 単位	2,540 円
ターミナル加算	2000 単位	20,000 円

※費用の計算方法

費用額＝単位数×地域単価 5 級地(10.7 円)　例：1 割負担の場合＝費用額-(費用額×0.9)

(1) その他料金の利用者負担

・保険適用外の場合は全額実費となります。

・主治医より訪問看護指示書をいただく際は、利用者負担となります。

・ご自宅でお亡くなりになり、死後の処置をご希望された際は死後処置料として 12,000 円を徴収させていただきます。

(2) キャンセル料金

・利用者様の都合によりサービスを中止する場合、キャンセル料はいただいておりません。
（但し、当日キャンセルの場合は、キャンセル料 3,000 円が発生いたします。）

・利用者様がサービスの利用を中止する場合には、訪問予定前日までに速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。

(3) 料金の支払い方法

利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたしますので、現金又はお振込みにてお支払いをお願いします。 (翌月 10 日までに請求書を発行いたします。)

※利用者様から利用者負担金の支払いを受けた際は、領収書を発行いたします。

9 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談・苦情受付窓口	相談員(責任者)　　吉田宏美
	電話番号: 080-1707-9276
	FAX 番号: 092-692-9518
	対応時間:月～土　10：00～17：00

(1) 相談または苦情対応について

相談・苦情に対する常設窓口として、相談員(責任者)が対応することとしています。

また、相談員(責任者)が不在の場合は、基本的な事項については他の職員も対応できる様に相談員(責任者)に必ず引き継いでいます。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、ただちに相談員(責任者)が相手方に連絡を取り、詳しい状況を確認すると共に訪問看護職員からも事情を確認いたします。

苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡を取り、利用者宅へ訪問し必ず具体的な対応(謝罪)を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

※公的機関においても、次の機関にて苦情申し立てが行えます。

○各保険者

福岡市 東　区福祉・介護保険課　電話 092-645-1069

城南区福祉・介護保険課　電話 092-833-4105

博多区福祉・介護保険課　電話 092-419-1081

早良区福祉・介護保険課　電話 092-833-4355

中央区福祉・介護保険課　電話 092-718-1102

西区福祉・介護保険課　電話 092-895-7066

南区福祉・介護保険課　電話 092-559-5125

○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課　電話 092-642-7859

10 緊急時および事故発生時の対応方法

(1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応の上、利用者様の主治医へ連絡し医師の指示に従います。

また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応いたします。

なお、当事業所は、「訪問看護事業者総合補償制度」に加入しております。

11 虐待防止について

当事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために以下の対策を講じます。

①虐待防止責任者を選任しています。　虐待防止責任者:林達也

②苦情解決のための体制を設備しています。

③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④サービスの提供中に養介護従事者、または養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

12 情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業評価を行いお知らせをいたします。

13 サービスの利用中止・終了について

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までにお申し出ください。

(2) 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、修了 1 か月までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了(以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します)

・利用者が介護施設に入所した場合
・利用者が亡くなられた場合

(4) 健康上の理由による中止

・利用者が医療機関に入院させられた場合は、サービスを一時中止することがあります。
・サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止する事があります。
その場合は、家族・主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

(5) その他

①以下の場合は文書で通知することにより、即座にサービスの提供を中止させて頂く場合があります。
・利用者が事業所に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
・利用者がサービス利用料金の支払いを 3 か月以上遅延し、事業者からの勧告に応じない場合
・利用者が正当な理由もなく、サービスの中止を繰り返した場合
・利用者または家族の方等が、事業所の訪問看護師に対して本サービスの提供を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
・サービス提供場所(利用者宅)が、著しく危険な状態・状況のある場合
②以下の場合も電話などでの対応で一時サービスを中止させて頂く場合があります。
・風邪・病気等の際は、サービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合があります
・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスを変更または中止することがあります
・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります
その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します
・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申告をして下さい治癒するまでサービスの利用はお断りさせて頂きます

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意します。

ご利用者	私は重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて説明を受け、内容を確認しました。	
	住所	〒　　－
	氏名	
	電話番号	
	署名代行者	続柄(　　)

ご家族	私は、重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて説明を受け、内容を確認しました。	
	住所	〒　　－
	氏名	
	電話番号	

事業者	当事業者は指定訪問看護事業者として、以上の重要事項・利用料金・個人情報の取り扱いについて利用者へ説明しました。			
	住所	〒811-2112 糟屋郡須恵町大字植木６８９－３		
	名称	株式会社ライフ		
	代表者	代表取締役　荒木優介		
	説明者			
	電話番号	092-692-9517	FAX番号	092-692-9518

※法人代表が事業所管理者に権限を委譲いたします。

個人情報使用・緊急時訪問看護加算・特別管理加算・訪問看護の情報提供書

同意書

NursingCareSupport Ohana　殿

□　私(利用者およびその家族)の個人情報については、その利用目的に対しての説明を受け、その範囲内で使用することに同意します。

・貴訪問看護ステーションから、訪問看護の情報提供書をかかりつけ医院・保健福祉事務所・介護支援事業者への情報提供
・担当者会議等において必要な利用者及びその家族の情報

□私は、貴訪問看護ステーションの 24 時間連絡体制により、緊急時の場合等の電話による相談または訪問看護を利用するため、緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。

□私は病気の状態から(　　)の管理・相談が必要なため、特別管理加算を算定することに同意します。

□私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報提供を保健福祉局・保健福祉事務所・保険管理課等へ提供することに同意します。

この同意を証するため、本書 2 通を作成し、私と事業者が 1 通ずつ保有するものとします。